

総 則	用語の定義
	法第2条第1項第五号

主要構造部

防火上（倒壊・延焼・火災拡大の防止等）の観点からその制限を加えるべき主要な構造部位は主要構造部であり、以下のいずれも主要構造部と判断する。

- ①界壁、防火上主要な間仕切り壁、隔壁
- ②防火上有効なひさし、そで壁等

技術的助言等	
参考資料等	建築基準法解説 P19